



農家の相続

①相続が発生した場合の流れと計算方法

ランドマーク税理士法人 代表
清田幸弘

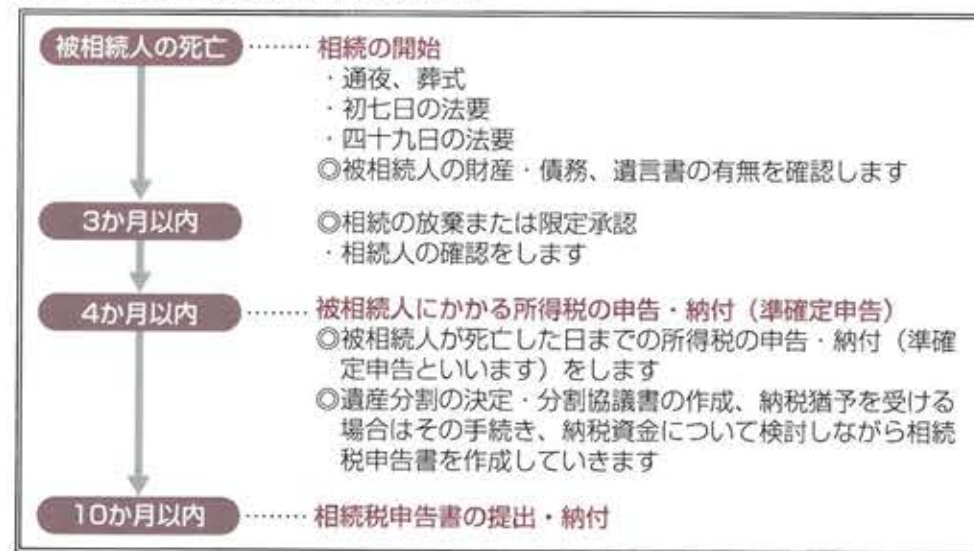
いざ相続が発生し、相続税の申告をしなければならぬ場合に備えて、行うべき手続きや、申告書期限、納付方法までを確認してまいりましょう。

相続の開始から申告までの日程

相続税の申告書は、被相続人の死亡（相続の開始）を知った日の翌日から一〇か月以内に提出しなければなりません。そのため、相続開始から三〜四か月までの間に相続人、財産・債務を確認し、それらを基に遺産分割、納付方法、納税資金等について検討しながら申告書を作成していきます。

また、納付方法には金銭で一括納付、延納、物納と三つの方法があります。延納、物納については、申告書の提出日までに申請書類を提出しなければなりません。その間の日程や、内容

図1 相続発生後から提出納付までの日程



は目安として図1のとおりです。

相続発生時の必要書類

相続税を申告する際に、必要

となる資料をおおまかにまとめると、表1・2のようになります。相続税は、どのよう計算をするのか。事例を交えてみてまいりましょう。

相続税は、各人の課税価格の合計額からその遺産にかかる基礎控除額を控除した金額を、法定相続分にに応じて計算された各取得金額につき、超過累進税率を適用して計算されます。

計算は、相続税の総額を按分し、その金額から税額控除額を差引いた金額となります。

表1 相続税申告に関する書類

	必要書類	交付機関	確認事項
申告書等	相続税の申告書・ 税務代理権限書	—	提出の期限は相続の開始を知った日の翌日から10か月以内です
	贈与契約書・ 贈与税申告書控等	—	被相続人から過去3年以内に暦年課税の贈与を受けている、もしくは相続時精算課税制度の適用を受けている場合に必要となります
	過去5年分の所得税・ 消費税の確定申告書	—	確定申告をしている場合には必要となります
	過去の相続税の 申告書	—	被相続人が、今回の相続開始前に相続により財産を取得している場合に必要となります
遺産分割	遺言書	公証役場等	公正証書遺言または家庭裁判所の検認を受けた遺言書
	贈与契約書	—	死因贈与がある場合に必要となります
	遺産分割協議書	—	相続税の各種の特例を受ける際に必要となります
被相続人	略歴書	—	学歴・職歴等について
	戸籍（除籍）謄本・ 改製原戸籍	本籍地の市区町村役所（場）	法定相続人や、養子の人数を確認します
	住民票の除票	住所地の市区町村役所（場）	本籍と現住所が異なる場合に必要となります
相続人	戸籍謄本	本籍地の市区町村役所（場）	養子縁組・代襲相続人・非嫡出子・父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹がいるか確認します
	住民票	住所地の市区町村役所（場）	本籍地の記載があるものになります
	印鑑証明書	同上	相続人全員分が必要となります
	特別代理人選任の 審判の証明書	家庭裁判所	相続人に未成年者がいる場合には特別控除があります
	成年後見登記事項 証明書	法務局	相続人に成年被後見人がいる場合には必要となります
	障害者手帳等	—	相続人に障害者がいる場合には特別控除があります
	家庭裁判所の相続放棄 申述受理証明書	家庭裁判所	相続を放棄した人がいる場合には必要となります

表2 債務・葬式費用に関する書類

	確認書類	交付機関	確認事項
債務	借入金の残高証明書・金銭 消費貸借契約書・請求書等	取扱金融機関等	借入金がある場合に必要となります
	納付書・納税通知書・所得税、 消費税の準確定申告書	—	未納となっている租税公課がある場合に必要となります
	賃貸借契約書等	—	預かり敷金・保証金等がある場合に必要となります
	医療費の領収書	医師・病院	未払となっている医療費がある場合に必要となります
	売買契約書・請求書等	—	その他未払金等がある場合に必要となります
葬式 費用	葬式費用の明細書、領収書、 葬儀諸経費帳、メモ書等	—	葬式費用を確認する際に必要となります

※土地、現金、生命保険金等、相続財産がある場合には、それぞれ書類が必要となります



病害から茨城の野菜を しっかり守るBASFの殺菌剤



作用性の異なる二つの有効成分を配合

シグナム WDG

- 優れた残効性を有し、梅雨時期の防除に効果を発揮。
- 発病前～発病初期の散布で優れた効果を発揮。
- 幅広い作物と広範囲の病害に適用。



葉の内と外からダブルで疫・べと病をブロック

ザンプロDMフロアブル

- 優れた耐雨性と残効性を有し、梅雨時期の防除に効果を発揮。
- 疫病、べと病の生活環の全ステージを強く阻害。
- 浸透性に優れ、治療的効果を有する。



BASFジャパン株式会社

〒108-6121 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー21階

TEL 0120-014-660 FAX 03-3798-9419

https://agriculture.basf.com/jp/ja.html

※BASF社の登録商標

●使用時にはラベルをよく読んでください。●ラベルの記載以外には使用しないでください。●小袋の手の届く高には置かないでください。●使用後の空容器は燃焼などに処置せず、密閉に密着のないよう適切に処理してください。●防除日誌を記録しましょう。

BASF

We create chemistry

相続財産	非課税財産		債務	基礎控除額 3,000万円+ 600万円× 法定相続人の数 (4人)
	土地等	建物		
	① 遺産総額	現金	② 課税価格 10億円	基礎控除 5,400万円
		預金		
		有価証券		
		生命保険金		
		退職金		
		その他の財産		
		純資産価額	③ 課税遺産総額 94,600万円	
		相続開始前 3年以内の 生前贈与財産		

相続税は次のようにして計算することになります。

- ① 相続財産 - 非課税財産 = 遺産総額
- ② 遺産総額 - (債務 + 葬式費用) + 生前贈与加算 = 課税価格
- ③ 課税価格 - 基礎控除額 (3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数) = 課税遺産総額
- ④ 法定相続人の法定相続分 × 税率 = 各人の相続税額 (各人の相続税額の合計が相続税の総額)
- ⑤ 相続税の総額 × 各人の課税価格 / 課税価格の合計額 = 各人の取得財産に応じた相続税額

法定相続割合	妻(1/2) 47,300万円	×税率	19,450万円	合計 33,268万円	×	実際の相続割合	妻(1/2) 16,634万円	-	配偶者 税額軽減 16,634万円	=	0
	長男(1/6) 15,766万円	×税率	4,606万円				長男(1/2) 16,634万円	-	0	=	16,634万円
	長女(1/6) 15,766万円	×税率	4,606万円				長女 0円	-	0	=	0
	次女(1/6) 15,766万円	×税率	4,606万円				次女 0円	-	0	=	0



せいた・ゆきひろ

神奈川県横浜市に農家の長男として生まれる。明治大学出身。自身の生まれと農協勤務経験を活かした相続コンサルティングには定評があり、過去に手がけた相続税申告件数2100件超は全国でもトップクラス

【上記の事例】

前提条件

- 相続人：妻、子3人 (長男、長女、次女)
- 課税価格の合計額：10億円
- 分割形態：妻50%、長男50%